

1 生涯学習の推進

(1) 生涯学習の推進体制

ア 長野県生涯学習審議会

設置根拠：生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条及び
長野県生涯学習審議会条例第1条に基づき、平成3年に設置。

設置目的：県教育委員会又は知事の諮問に応じ、生涯学習に資するための施策の総合的な
推進に関する重要事項を調査審議する。

答申：「新しい時代にふさわしい長野県の生涯学習振興のあり方について」平成21年
10月に答申。

長野県生涯学習審議会委員 11名

氏名	役職等
北林 瑞穂	飯島町社会教育委員
木下 巨一	飯田市公民館副館長
小林 文子	長野市立若槻小学校長
白戸 洋	松本大学総合経営学部教授
塚田 芳樹	長野県経営者協会会員
土井 進	信州大学教育学部教授
南沢 好恵	長野県PTA連合会理事
中村 雅代	日本労働組合総連合会長野県連合会副会長
三澤 育子	企業組合 Vif (びふ) 穂高副理事長
山崎 弘	安曇野市商工会委託観光特産飲食振興コーディネーター
山本 裕一	国立信州高遠青少年自然の家所長

(任期 平成24年8月30日～平成26年8月29日)

※平成20年の第8期審議会から進めてきた「新しい時代にふさわしい長野県の生涯学習のあり方について」の提言と検証が終了したのを受け、平成26・27年度は休会とする。

イ 長野県生涯学習推進本部

設置目的：生涯学習関連事業の総合的な企画及び調整を行うため、平成3年に設置。

事業内容：①「生涯学習推進関連事業の概要」の作成

生涯学習を推進するための基礎資料及び学習情報資料として、各部局が実施する生涯学習関連事業について取りまとめ、県のホームページで公開した。

②「生涯学習月間」の設定

県民の生涯学習に対する意識の高揚を図り、多様な学習活動が活発に展開されるよう、11月を「生涯学習月間」と定め、生涯学習の普及啓発に努めた。

実施内容は(2)のとおり。

(2) 生涯学習の普及啓発

平成 26 年度「生涯学習月間」

ア 実施期間 平成 26 年 11 月 1 日～11 月 30 日

イ 実施内容

(ア) 月間の周知・広報

- ・ 懸垂幕の掲出
- ・ インターネットへの掲載（県HPなど）
- ・ 県庁ロビー展の実施（期間中の 1 週間）（11 月 18 日～21 日）

(イ) 関係機関・団体等の取組促進

- ・ 県・市町村：講座・教室・体育祭・地区文化祭などの開催等
- ・ 学校：学校開放講座の実施、施設の一般開放等
- ・ 社会教育関連団体：構成員への生涯学習活動奨励、県民への学習機会の提供等

(3) 子どもの読書活動の推進

平成 13 年 12 月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、都道府県における「子ども読書推進計画」の策定（努力義務）【第 9 条】が定められた。

国において平成 20 年に新たに「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定したのに伴い、県では、平成 16 年に策定した「長野県子ども読書活動推進計画」の取組状況等を踏まえて、「第 2 次長野県子ども読書活動推進計画」（平成 21 年度～）を策定し、子どもたちの読書活動を推進してきた。

平成 25 年に、国の「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されたのを受け、平成 27 年度から概ね 5 年間を計画期間とする「第 3 次長野県子ども読書活動推進計画」を策定し（平成 27 年 3 月）、計画の周知を進めている。